

串間市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第6項の規定に基づき、市長から要求のあった監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

令和6年8月16日

串間市監査委員 田 中 良 嗣

串間市監査委員 菊 永 宏 親

1 1 0 - 2 5 5

令和6年4月18日

串間市監査委員 様

串間市長 島田 俊光



事務の執行に係る監査について（依頼）

公共工事に係る指名状況及び入札結果等について、地方自治法第199条第6項の規定に基づき、監査を依頼します。

記

○ 依頼する監査の範囲

令和6年度の事務の執行状況

（担当：総務課内部統制係）

串監第790号
令和6年8月16日

串間市長 島田 俊光 様
串間市議会議長 福留 成人 様

串間市監査委員 田中 良嗣
串間市監査委員 菊永 宏親

監 査 の 結 果 に つ い て

地方自治法第199条第6項の規定に基づき、令和6年4月18日付け110-255号で市長から要求のあった監査の結果について、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

市長の要求に基づく監査結果報告書

令和6年8月16日

串間市監査委員 田中 良嗣
串間市監査委員 菊永 宏親

1 監査の種類

市長の要求に基づく監査（地方自治法第199条第6項の規定による監査）

2 市長の監査要求内容

令和6年度 公共工事に係る指名状況及び入札結果等の事務の執行状況について

3 監査の対象

財務課（入札・契約等主管課）

4 監査の範囲

令和6年度 公共工事に係る指名状況及び入札結果等の報告に基づく事務の執行状況（公営企業会計を含む。）

なお、今回の監査の範囲は、令和6年4月及び5月入札執行分とする。

5 監査の期間

- （1）監査準備及び書類等監査 令和6年4月23日から令和6年8月16日
- （2）委員監査 令和6年7月24日

6 監査の方法

今回の監査にあたっては、提出された関係書類を照査検討するとともに個別の入札案件だけではなく、実務ガイドライン(全国都市監査委員会)に基づき入札・契約等の事務執行全般についても財務課の説明を聴取し、その執行状況から主として事務の適法性、公平性について監査した。

個別の入札案件については、入札結果等から任意の工事12件について、入札依頼から契約までの一連の関係書類について詳細に確認等を行った。

7 監査の結果

令和6年度4月及び5月入札執行分の公共工事に係る指名状況及び入札結果等については、入札件数が30件うち入札不調が2件あったが、事務の執行状況等については概ね適正に処理されていた。

なお、本監査については通年を予定しており、5月入札執行分以降の事務の執行状況等についても継続して監査を行うものとする。

○公共工事に係る指名及び入札等の状況（※（ ）内は、工事以外も含む全体の数）

項 目	4月入札分	5月入札分
指名審査会	令和6年4月 9日（火）	令和6年5月 1日（水）
指名通知日	令和6年4月 9日（火）	令和6年5月 1日（水）
入札執行日	令和6年4月24日（水）	令和6年5月17日（金）
指名から入札までの期間	15日間	16日間
入札件数	8件（ 10件）	22件（ 33件）
入札不調件数	0件（ 0件）	2件（ 2件）

指名業者数	延 4 6 社 (延 5 6 社)	延 1 2 6 社 (延 1 8 5 社)
入札辞退者数	0 社 (2 社)	延 1 3 社 (延 1 6 社)
失格者数	0 社 (0 社)	1 社 (1 社)
予定価格総額(A)	516,802 千円 (520,413 千円)	320,525 千円 (384,353 千円)
落札額総額(税込)(B)	509,954.5 千円 (513,365.05 千円)	309,490.5 千円 (369,074.2 千円)
差引額((A)-(B))	6,847.5 千円 (7,047.95 千円)	11,034.5 千円 (15,278.8 千円)
(B)／(A) (%)	98.68% (98.65%)	96.56% (96.02%)
平均落札率 (%)	97.86% (97.10%)	97.47% (96.28%)

※平均落札率は、1 件ごとの落札率を平均したもの。

※予定価格総額に不調、不落は含まない。

8 意見

今回の監査においては、全国都市監査委員会が策定している実務ガイドラインに基づき、以下の着眼点をもって実施した。

(1) 契約の方法及び手続き

(ア) 入札の方法：

○入札契約方式の選択は適切に行われているか。

本市の公共工事の入札の方法については「地方自治法施行令」第 167 条の 11 第 2 項並びに「串間市財務規則」第 115 条及び第 115 の 2 の規定に基づき「串間市指名競争入札参加者の資格及び指名基準等に関する規程」と「串間市建設工事等発注基準」を定め、随意契約を除き、従前から基本的には指名競争入札が行われている。

しかしながら、本規程は指名競争入札を行う場合の規程であり工事等発注基準については内規であるため、入札方法の決定根拠としては弱いのではないかと思料する。

今後、方針を定め規程等を整備するとのことであるため、これらの改善も含め一般競争入札や条件付き一般競争入札など、他の入札等の方法についても検討されたい。

(イ) 入札事前準備事務

○入札の公告、指名通知等の諸手続き適正かつ公正に行われているか。

本市においては指名競争入札のみとなっているため、入札の公告は行われていない。

指名通知等の諸手続きについては「串間市建設工事等発注基準」に基づき、財務課で業者選定(案)の作成・決定後、指名審査会による業者選定の審査を経て市長決裁の上、業者への指名通知がなされており適正かつ公正に行われている。

○入札条件及び内容が明確に示されているか。

入札条件及び内容等については指名競争入札通知書に明記し、設計書及び仕様書についても併せて提示されている。

○設計書及び仕様書は適正に作成されているか。

設計書及び仕様書については事業担当課が作成(必要に応じ都市建設課へ依頼)し、財務課に入札依頼を行っている。

今回、入札辞退(業務委託)の理由として「仕様書等の不備」が 1 社からあったが、事業担当課とも確認し同入札の他の業者については、応札しているため仕様書等の不備はないと判断しているとのことである。

なお、本監査においては、設計書及び仕様書等の詳細な確認までは行っていない。別途、工事監査において実施を予定している。

○予定価格、調査基準価格及び最低制限価格の算定、秘密保持の方法は適正に行われている

か。また、工事については設計書金額の一部を正当な理由なく控除するいわゆる歩切を行っているものはないか。

予定価格については、事業担当課の設計金額としている。また、事前公表を行っているが予定価格に対する落札率については、依然として高い傾向にある。予定価格の事前公表の有無を含め入札等の在り方についても検討中とのことである。

最低制限価格については、事業担当課からの最低制限価格設定資料及び「串間市公共工事等最低制限価格設定要領」を基に、財務課で算定しており秘密保持に努めている。

国の通達等もあり、現在、公共工事等において設計書金額の一部を正当な理由なく控除しているものはない。財務課でも都度確認を行っている。

※調査基準価格：最低制限価格が、それを下回った場合に無条件で失格となるのに対し、調査基準価格とは、これより低い価格で入札した業者に対して、価格の根拠や工事の履行能力を調査し判断する制度、本市での該当はない。

○資格審査事務は適正に行われているか。また、適正化法に基づき参加資格及び名簿は公表されているか。

令和6・7年度の指名競争入札参加者の業種別格付けについては、格付け基準等に基づき財務課で格付け（案）の作成・決定後、資格審査会の審査を経て、指名競争入札参加資格認定通知を行うとともに「適正化法」（「公共工事の入札及契約の適正化の促進に関する法律」）第8条に基づき、令和6・7年度業者別ランク表として公表されている。

適正に処理されているが、一部業者の格付けについては説明を受けないと分かりにくいものも見受けられるため、より明確な格付け基準等の整備に努められたい。

○入札参加者等の指名において業者選定委員会等を設置し、適正・公正さを保つ手続きがとられているか。指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準は公表されているか。

入札参加者等の指名においては、指名審査会を設置し「串間市建設工事等発注基準」により概ね適正に処理されているが、過去2年間の指名状況から見ると、年間の工事の発注数や金額にもよるが業種によっては、結果として指名回数のばらつきが見受けられるため更なる指名回数の公平性の確保に努められたい。

「串間市建設工事等発注基準」において、業者選定にあたっては、地理的条件、地場産業振興等地域性を考慮して、原則として市内に主たる営業所等を有する業者を優先的に指名することとなっている。また、前年度、当該年度の市が発生する工事等の指名回数、落札回数及び落札金額や指名時の手持ち工事等についても勘案することとなっているが、市内の業者数が減少傾向にある状況において、基準の業者数の確保が、困難な場合もあると思料する。

地場産業振興等に努めながら、より競争性が働きやすい業者選定について発注基準の見直し等についても検討されたい。

○資格停止（又は指名停止）に関する事務は適正に行われているか。

指名停止に関する事務について本年度は案件がないが、前年度においては「串間市指名競争入札参加者の資格及び指名基準等に関する規程」を根拠として、指名審査会の審査を経て、同日の市長決裁後、通知がなされており、適正に行われている。

○談合情報事案の処理は適正になされているか。

談合情報事案については該当がないとのことであるが、事案が発生した場合に備え、串間市談合情報対応マニュアルや談合防止フローチャートの確認や見直し等についても適宜実施されたい。

（ウ）相手方決定事務

○入札、再入札及び開札は公正に行われ、その記録は整備されているか。

入札・開札等の事務の執行については「串間市財務規則」第 113 条及び第 113 条の 2 の規定に基づき、適正に処理され開札調書が作成されている。なお、具体的な事務の執行等についての明確なマニュアル等がないとのことであるため、入札業務マニュアル等の整備に努められたい。

○入札金額の内訳を記載した書類の確認がなされているか。

入札・開札等の当日の事務については、現在、職員 4 名体制で行っている。入札会場において内訳書に誤りがないか職員 2 名で二重チェックを行っているとのことであり、入札後も再度確認を行うとのことである。また、個別に確認した工事 1 2 件の関係書類において失格となった 1 社以外は、入札金額の内訳書の合計金額と入札書の金額に誤りはない。

○落札者の決定は、適正な手続き等に基づき行われているか。

落札者の決定は指名競争入札により、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低価格で入札した業者が落札者となっており、適正な手続き等に基づき行われている。

○指名から入札までの見積期間は、法令等で定められた期間となっているか。

指名から入札までの見積期間は、4 月入札分で 1 5 日間、5 月入札分で 1 6 日間となっており「建設業法施行令」第 6 条で定める期間を満たしている。

○入札保証金の取扱いは適正に行われているか。

確認した工事案件では「串間市財務規則」第 110 条第 1 項第 2 号の規程に基づき、全ての指名業者の入札保証金は免除となっている。指名競争入札通知書に入札保証金を免除とする記載がされており、適正に処理されている。

○入札不調に係るもので当初の条件を違法に変更しているものはないか。

5 月入札分において 2 件の入札不調があるが、事業担当課への差戻しとしており条件を違法に変更しているものはない。2 件とも説明により要因等については理解するものの、4 月及び 5 月入札分の工事 3 0 件(指名が延 1 7 2 社)のうち、辞退が延 1 3 社、失格が 1 社でている。

辞退の理由等について再度分析を行い、今後の業者選定等に反映させるなどの取組を検討されたい。

○市場価格、前例価格などの他の事例と比較検討し、的確な予定価格を算定しているか。

予定価格は設計金額と同額となっている。

設計金額は各事業担当課において算定されおり、都市建設課への設計依頼や必要に応じ参考見積りを徴取するなどの対応がなされている。

○代理人による入札は、その権限を証する書類の確認がなされているか。

代理人による入札は、入札時に委任状の提出により確認がなされている。また、開札調書の摘要欄に「委任」の表記と代理人氏名が記入されている。

(2) 契約締結

(ア) 契約締結事前準備事務

○議会の議決を要する契約について、仮契約を締結するなどの必要な手続きが取られているか。また、議決の前に仮契約で着手されているものはないか。

本監査において該当する契約が 1 件あり「串間市財務規則」第 127 条の規定に基づき、仮契約として締結されている。工期は、本契約締結の日からとなっており、議会の議決を経たときは本契約となり、本契約日は議決日とすることが契約書に明記されている。また、議決前に着

手はされていない。

○権限を超えた契約及び正当な理由がなく分割発注している契約はないか。また、決定権限を有しない者による契約はないか。

個別に確認した工事 1 2 件の関係書類において、権限を超えた契約及び正当な理由がなく分割発注している契約はなかった。また、決定権限を有しない者による契約はなかった。

(イ) 契約締結事務

○契約書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適切か。

○収入印紙は契約金額に応じて貼付され、かつ、消印されているか。

個別に確認した工事 1 2 件の関係書類においては、ほぼ適正に処理され、契約書に貼付する収入印紙は全て消印されている。なお、貼付する収入印紙の金額については、現在、国の軽減措置により減額されているが、一部に軽減前の額（必要以上の金額）の収入印紙が貼付されているものが見受けられたため注意を図られたい。

○契約金額、契約目的、履行の期限及び場所、契約保証、危険負担、延滞違約金、前払金、概算払等の特約その他契約の内容は適切か。また、公表を要する公共工事の場合、契約内容を公表しているか。

本市の年間の工事発注計画書の公表については「適正化法」（「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」）第 7 条及び同法施行令第 5 条の規程に基づき、市庁舎掲示板で告示し市公式サイトへの掲載及び財務課内での閲覧により適正に処理されている。

なお、入札結果等の公表については、現在、新聞社等への情報提供のみとなっており、市の公式サイト等を活用するなど更なる透明性の確保に努められたい。

○契約保証金の取扱いは適正行われているか。

契約保証金の取扱いについては適正に行われており、契約保証金を免除する場合は「串間市財務規則」第 123 条第 1 項の各号の規定に基づき、業者との確認の上、必要な書類等を提出させるなど適正に処理されている。

最後に、これまでも例月出納検査や定期監査、決算審査等において指摘してきたところではあるが、本年 5 月に串間市入札制度等検討委員会からの提言を受け、入札等に当たっては更なる競争性・透明性・公正性が求められており、関係法令に基づき公正かつ適正な入札等を執行するとともに、入札等に対する信頼性を損なわないよう入札等実務を行う人員体制も含め、本市の入札・契約制度の見直しやガバナンスを強化することを強く望むものである。